

今後の融資あっせん制度のあり方について

今後の融資あっせん制度のあり方について、下記のとおり検討する。

記

- 1 これまでの中小企業等資金融資検討委員会での審議内容
- 2 創業資金融資連絡会議での信用保証協会からの意見
- 3 東京都の融資制度の動向（平成 30 年度）
- 4 他市の融資制度（平成 30 年度実績）
- 5 重複融資及び借換融資について
- 6 今後の融資検討委員会日程等について

1 これまでの中小企業等資金融資検討委員会での審議内容

年度	審議内容	検討結果
29年度	事業活性化支援資金(中野区の例)、経営改善借換融資制度(江戸川区の例)、制度融資「都小口」との補助併用(調布市の例)の事例を紹介した。	現時点では、「事業承継」、「事業転換」、「事業多角化」に係る融資制度についてニーズがあるものとして考えられる。よって、今後同様の制度を実施している他の区市に事業について、情報を収集する。
30年度	前年度の本検討内容、東京都の融資制度の動向及び他市の事例と実績を紹介した。	前年度検討結果に加え、「借換」、「女性事業者向け」に係る融資制度についてニーズがあるものとして考えられる。事業者の借入れ時期や目的を考慮し、融資限度額の見直しを含め、事業者がより事業拡大を目指せるような融資あっせん制度にするために検討する。

2 創業資金融資連絡会議での信用保証協会からの意見

(1) 融資限度額について

創業で設備の購入をする場合、融資限度額が1,000万円では、必要資金として足りないことがほとんどである。融資限度額を引き上げることは重要だが、満額保証が出来るとは限らない。

(2) 融資の重複での利用について

追加での融資や借換えの相談を受けることは多い。返済期間を長くするためにも、借換えの融資メニューの新設や現制度である完済の条件をなくすことは有意義である。しかし、創業においては、貸付から1年間は様子見が必要である。

(3) 事業転換・事業承継についてのニーズについて

① 事業転換について

転換するための準備期間が必要であり、前の事業が失敗して事業転換をする場合が多いため、審査のハードルは高い。

② 事業承継について

他の事業者が基盤のない状態から創業することは困難であるため、既存事業を承継して行う事業承継の需要は、増加傾向である。しかし親族間での事業承継はほとんどないのが、現状である。

3 東京都の融資制度の動向（平成 31 年度）

	平成 31 年（2019 年）度 新規・拡充内容	主な変更点	
		平成 31 年（2019 年）度（変更後）	平成 30 年度（変更前）
(1)	働き方改革支援融資の新設	【新規】 働き方改革に取り組む中小企業の資金調達に幅広く活用できる融資メニューを新設	—
(2)	事業承継融資の拡充	【新規】 M&Aにより事業承継に取り組む中小企業に対し、融資限度額 2,500 円、融資期間 3 年以内の一括返済が可能な特例メニュー新設	—
(3)	設備投資・企業立地促進融資の拡充	① 融資期間 15 年以内 ② 設備資金に付随する運転資金追加	① 融資期間 10 年以内 ② —
(4)	小口短期融資の新設	【新規】 日常の運転資金ニーズに対応した融資期間 1 年以内の一括返済かつ継続利用も可能な融資メニューを新設	—
(5)	経営支援融資の拡充	東京信用保証協会開催の「経営サポート会議」と連携し、中小企業者の経営改善を後押し。	—